

佐賀県公示（会第3506号）

佐賀県財務規則に基づく取引店及び緊急支払店の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4112号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1 略			1 略		
2 緊急支払店			2 緊急支払店		
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称	名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称
略			略		
〃 呉服町支店	〃 <u>大財一丁目</u>	消防学校	〃 呉服町支店	〃 <u>唐人二丁目</u>	消防学校
略			略		
〃 伊万里支店	伊万里市伊万里町	伊万里保健福祉事務所 伊万里農林事務所 伊万里土木事務所 伊万里高等学校 <u>伊万里農林高等学校</u> 伊万里商業高等学校 伊万里実業高等学校 伊万里特別支援学校 伊万里警察署	〃 伊万里支店	伊万里市伊万里町	伊万里保健福祉事務所 伊万里農林事務所 伊万里土木事務所 伊万里高等学校 伊万里商業高等学校 伊万里実業高等学校 伊万里特別支援学校 伊万里警察署
略			略		